



毎月11日は「人権を確かめあう日」です

7月は「差別をなくす強調月間」です

人は誰もが人間として尊重され幸せな生活を送りたいと願っています。しかし、知らず知らずのうちに他人の人権を踏みにじている場合があります。

私たちは、日常生活の中で、出身、性別、人種などによって人を差別したことはないでしょうか。また、人から差別を受けたことはないでしょうか。

差別とは、人間の尊厳を深く傷つけ、人間の平等を侵害することです。しかし、私たちは程度の差こそあれ、身近な生活のなかにある差別に関わって生きている現実気づきます。差別は他人の問題ではなく、私たち自身の問題といえます。自分も差別の当事者になり得るということに気づくことが、あらゆる差別をなくすための第一歩です。

差別をなくすためには、まず、私たち一人ひとりが、人権に関する問題を正しく理解し、日常生活の中で、自分が差別しないだけでなく、まわりの差別を許さない人権意識を身につけておくことが必要です。

そして、一人ひとりが、差別された人の立場に立って、その苦しみを自分のものとして感じ、行動に移していくことが大切ではないでしょうか。そのためには、日常の生活において、差別を差別として見抜く目と心を養い、人権感覚を磨くことが必要です。

この問題を解決できるのは、私たち一人ひとりです。そして、それは自らの心を見つめることから始まるのではないのでしょうか。

◎「差別をなくす強調月間」の取組

行事名	実施日	時	場 所
街頭啓発	7月 1日 (水)	午前6時45分～7時45分	近鉄室生口大野駅
		午前7時00分～8時00分	近鉄榛原駅
		午前11時00分～正午	サンクシティ・市役所玄関前
差別をなくす市民集会	7月 4日 (土)	受付：午後1時00分 開会：午後1時30分	宇陀市文化会館 かぎろひホール
人権啓発 ポスター・標語展	7月 3日 (金)	開館時間内	宇陀市文化会館 1階ロビー
	7月 4日 (土)	※4日は市民集会終了まで	
	7月15日 (水) 7月31日 (金)	8時30分～午後5時15分 (土・日・祝を除く) ※31日は午後3時まで	市役所 ふるさとテラス
人権啓発番組放映 「虹のきずな」	7月11日 (土)～ 7月20日 (月)	宇陀市ホットニュース終了後	宇陀市自主放送 「うだチャン11」
県民集会	7月31日 (金)	受付：午前11時30分 開会：午後12時30分	奈良県橿原文化会館 大ホール
人権相談	市内各地域に相談所を開設 ※開設場所は広報うだ7月号に掲載します。		

【市内中学生人権啓発標語】 ※応募作品の中から一部掲載

- ・きみがいる ただそれだけに いみがある
- ・人はみな 違っていいからおもしろい 認め合おうよ みんなの個性
- ・ネットより 心と心で つながろう
- ・やさしさを きずなときずな むすんでく
- ・気づいてよ 笑顔の裏の SOS
- ・広げよう 笑顔あふれる 人の和を
- ・大丈夫 一人じゃないよ みんないる
- ・大丈夫 その一言で 救われる
- ・「やめようよ。」 小さな勇気 大きな一歩
- ・いじめても そんなのだから とくするの

宇陀市・宇陀市教育委員会
宇陀市人権啓発活動推進本部

